

平成30年7月豪雨により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が**平成30年11月30日まで延長**されます。

氏名	日本花子	昭和50年 5月 28日生						
住所	香川県〇〇市△△町□□							
交付	平成25年 5月28日 12345							
有効期限	平成30年06月28日まで有効							
免許の 条件等	優良							
番号	第 123456789000 号							
二小原	平成05年07月01日	種類	大型	中型	普通	大特	大管	引型
他	平成07年08月10日		小特	原付	中二	善二	大特	
二種	平成14年09月20日							

香川県
公安委員会

有効期間の末日(左の場合、平成30年6月28日)が、

平成30年6月28日から11月29日までの方

については、11月30日まで引き続き運転することができます。

(11月30日までに更新手続きをしてください。)

対象となる方

香川県内では、対象区域はありません。

- ※ 対象となる市町村は、今回の豪雨に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の対象となる区域は平成30年7月13日時点のものです。
- ※ 平成30年11月30日直前は、更新手続きのため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。
- ※ 運転免許証の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。
- ※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続きなど、詳しくは、免許センターにお問い合わせください。

運転免許センター(087-881-0645)